

町議会第1臨時会

新潟市を除く12市町村による

新潟地域合併協議会（法定協議会）を設置

去る12月に開催された横越町議会12月定期会において、新潟市、豊栄市など13市町村による

新潟地域合併協議会（法定協議会）の設置に関する議案が可決されました。

しかし、12月25日の新津市議会において、協議会設置の議案が否決され、新津市が協議会から離脱したことにより、新たに12市町村による協議会設置の議案が、1月15日の第1回横越町臨時議会で提案され、可決されました。

今回可決された議案

■新潟地域合併協議会の設置
地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく協議会が設置されます。

■平成15年度一般会計補正予算（第6号）
歳入歳出の総額にそれぞれ2,293万円を追加し、総額38億8,267万円となりました。歳出補正の内訳は、横越町所蔵行政資料整理事業費2,293万円を追加しました。

もしもの時の助け合い
加入（更新）を
交通災害共済に
もじもの時の助け合い
加入（更新）を
交通災害共済に

新潟県内では、昨年190人の方が交通事故で尊い命を失っています。車社会の中でも、いくら安全運転に心掛けていても、避けきれない事故に巻き込まれてしまうことがあります。私たち

のまわりには常に危険が待ち受けています。交通災害共済は、もしもの時に備えて、新潟県下110市町村が共同で運営する助け合い制度です。

◆この制度のご利用を希望される方は、医療機関または保険薬局の窓口にてお申し出下さい。
◆制度のご利用は、上記の金額を超えた場合に限られ、「申請書」が必要です。
◆「申請書」は月ごとに必要です。（総合病院等は受診科ごとに必要です。）
◆「保険証」・「老人保健受給者証」または「高齢者受給者証」のほか、「減額認定証」をお持ちの方はご提示下さい。
◆医療機関及び保険薬局が「高額医療費受領委任払制度」について、県国保連合会へ承諾書を提出していないければ利用できません。

現在、当町の加入者は、7,688人、加入率は67.43%です。平成14年度の共済見舞金の請求件数は34件で、請求額321万円となりました。
◆加入できる人 横越町に居住している方、並びにそのご家族と生計を一緒にしている家族で、県外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。ただし、家族であっても、県外に就職し、独立して生計を維持している人は除きます。

◆加入手続き 年会費500円（途中加入でも同額）。翌年3月31日まで。◆見舞金の対象となる交通災害道路上における自動車など交通事故に伴う人身事故で実治療のため、毎年4月1日から0円を添えて、区長・隣組長へお申し込み下さい。
◆請求期間 事故発生から1年以内。
◆請求額 7日以上。
◆詳しいは、配布されますリーフレットを参照するほか、町民生活課にご相談下さい。
☎ 385-2111



若者も恩恵を受けている 「公的年金制度」

老人保健加入者・国民健康保険および退職者保険の前期高齢者 外来受診において「高額医療費受領委任払制度」を実施

平成14年10月1日の老人保健等の改正により、外来受診の際には1割～2割の窓口負担をいただいている。

老人保健加入者・国民健康保険（以下、国保）及び退職者保険の前期高齢者の皆様の負担軽減を図る上から、新潟県医師会、新潟県歯科医師会及び薬剤師会、医療機関、保険薬局のご協力を得て、高齢者の外来受診について「窓口負担が一定額（自己負担限度額といいます）」となる「高額受領委任払制度」を平成16年2月1日から実施することになりました。

自己負担限度額は次のとおりです

所得区分	一部負担金割合	自己負担限度額
非課税世帯・Iの方	1割	月 8,000円まで
非課税世帯・IIの方	1割	月 8,000円まで
課税世帯（一般）の方	1割	月 12,000円まで
課税世帯（上位）の方	2割	月 40,200円まで

1つの医療機関（総合病院は受診科ごと）および保険薬局での1か月の金額です。

◆対象は次の方です。

- ◎「老人保健」の方
- ◎「国保の前期高齢者」の方（国保の70歳以上で老人保健でない方）

※次の場合は利用できません。

- ・公費負担医療・県及び市町村単独医療費助成事業（県障など）受給者の方。
- ・在宅総合診療料算定の方。
- ・交通事故・国保被保険者資格証明書・労働災害（労災保険）の方。
- ・被用者保険（社保）加入者（老人保健受給者は除く）の方。

詳しくは、広報よこごし1月号と一緒に配布したチラシをご覧になるか、町民生活課国保係（☎385-2111）にお問い合わせ下さい。

◆国民年金についての問い合わせ
町民生活課

公的年金は、「年をとったとき初めて関わりがあるもの」と考えられがちですが、実は、若い人にも関わりが深いものなのです。自分の老後の保障となるのはもちろんですが、それ以前に自分の親の老後を心配せずに安心して生活できるのも、社会全体で支え合う「世代間扶養」の仕組みで成り立つ公的年金があり、親が年金を受給しているからなのです。保険料の未納者や自分は関係ないとと思っている人も、親・祖父母は年金をもらっているのではないでしょう。未加入者・未納者も含め、現役世代全体が公的年金の恩恵を受けているといえるのです。

また、不幸にも一家の働き手を失つてしまつたときには遺族年金が、さらに事故や病気で障害が残ったときには、若い人にも年金は決して若い人たちにとって無縁のものではないばかりか、安定した生活を保障し、リスク管理の大きな要素として、深い関わりのある制度なのです。

若い世代を含め、国民全員が公的年金の基本理念である「世代間扶養による社会全体での支え合い」の意味を認識し、制度に対する理解と積極的な参加に努めることが大切です。

共済見舞金は

会員またはその遺族の請求に基づき、共済見舞金等級表の等級に応じて支給します。

共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	120万円
2	身体障害者福祉法規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で、常に他人の介護を要するもの	120万円
3	身体障害者福祉法規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	70万円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上の傷害	20万円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上の傷害	17万円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上の傷害	14万円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上の傷害	12万円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上の傷害	10万円
9	入院通院の実治療日数27日以上の傷害	7万円
10	入院通院の実治療日数13日以上の傷害	5万円
11	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	3万円